

島根県工事成績評定要領 新旧対照表

(別紙)

改正後	改正前
<p>島根県工事成績評定要領</p> <p>(目的) 第1 〔略〕</p> <p>(評定の対象) 第2 〔略〕</p> <p>(評定者) 第3 〔略〕</p> <p>(評定の方法) 第4 〔略〕 2. 〔略〕 3. 〔略〕 4. 〔略〕 5. 〔略〕 6. 〔略〕 7. 〔略〕 8. 〔略〕</p> <p>(工事成績採点表の提出等) 第5 〔略〕</p> <p>(評定の結果の通知) 第6 〔略〕 2. 〔略〕</p>	<p>島根県工事成績評定要領</p> <p>(目的) 第1 〔略〕</p> <p>(評定の対象) 第2 〔略〕</p> <p>(評定者) 第3 〔略〕</p> <p>(評定の方法) 第4 〔略〕 2. 〔略〕 3. 〔略〕 4. 〔略〕 5. 〔略〕 6. 〔略〕 7. 〔略〕 8. 〔略〕</p> <p>(工事成績採点表の提出等) 第5 〔略〕</p> <p>(評定の結果の通知) 第6 〔略〕 2. 〔略〕</p>

島根県工事成績評定要領 新旧対照表

(別紙)

<p>(評定の修正) 第7 〔略〕</p> <p>(説明請求等) 第8 〔略〕</p> <p>(評定結果の公表) 第9 〔略〕 (島根県工事成績評定点通知公表実施要領) 第10 〔略〕</p> <p>附 則 この要領は、平成12年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成20年6月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>(評定の修正) 第7 〔略〕</p> <p>(説明請求等) 第8 〔略〕</p> <p>(評定結果の公表) 第9 〔略〕 (島根県工事成績評定点通知公表実施要領) 第10 〔略〕</p> <p>附 則 この要領は、平成12年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成20年6月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。</p>
---	---

島根県工事成績評定要領 新旧対照表

(別紙)

<p><u>附 則</u> <u>この要領は、平成25年7月1日から施行する。</u></p>	
---	--

(別紙2)

考査項目別運用表の一部改正新旧対照表

考課者	頁	項目等	内容	現行	改正	備考
総括監督員	22	7. 法令遵守等	適用項目④ 若手技術者の 雇用継続の追加	④総合評価落札方式における技術提案、受注者の責により履行されなかった場合、県内調達の義務付け違反があった場合、及び複数回の措置が生じた場合等については、9. で点数を減ずる措置を行う。	④総合評価落札方式における技術提案、 若手技術者の雇用継続が 、受注者の責により履行されなかった場合、県内調達の義務付け違反があった場合、及び複数回の措置が生じた場合等については、9. で点数を減ずる措置を行う。	追加
検査員	44	3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	工種の追加	ため池 工事 (堤体工) 二次製品 水路整備 工事	ため池 工事 (堤体工) 魚礁工 コンクリート 魚礁 鋼製魚礁 沈 設 二次製品 水路整備 工事	追加 ※魚礁工 (品質)参照
	53	3. 出来形及び出来ばえ III. 出来ばえ	工種の追加	ため池 工事 (堤体工) 二次製品 水路整備 工事	ため池 工事 (堤体工) 魚礁工 コンクリート 魚礁 鋼製魚礁 沈 設 二次製品 水路整備 工事	追加 ※魚礁工 (出来ばえ)参照

【追加】別紙2

(検査員)

検査項目	工種	A	a	B	b	c	d	e																												
3. 出来形及び出来ばえ	魚礁工	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 「関連基準、島根県公共工事共通仕様書施工管理基準、その他設計図書に定められた試験」 ※ ばらつきの判断は資料-1（1. 管理図の取り扱い）参照					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																												
II. 品質	コンクリート魚礁	[評価対象項目] 対象評価 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 1. 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び避難設備の対策を講じていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 2. 工事現場及び周辺海域の環境に対して影響を与えないような施工方法を講じていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 3. 品質管理についての記録簿等が整理されている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 4. コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 5. 強度試験に使用したコンクリート供試体が、ラベル等が添付され当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 6. コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7. 運搬、打設、締め固めが、気象条件に適合しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 8. コンクリート魚礁の転置、仮置にあたって、強度確認を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 9. 鋼材の種類に関して、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 10. 溶接作業に当たり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 11. ホールの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 12. 鋼製魚礁の溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認でき、切断面の品質が規定を満足していることが確認出来る。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 13. 組立魚礁の組立・加工が仕様書及び手順書等に沿って定められたとおり施工されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 14. 石材投入位置の測量において、特記仕様書で指定されている機器を使用していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 15. 石材などの材料の規格・品質が試験成績表等（現物照合を含む）で確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 16. 石材等に関して、ゆるみが無く堅固に施工し、設計図書の仕様を満足する仕上げであることが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 17. 沈設に先立ち、気象・海象等を十分調査し、沈設作業が適切に管理されており、設計図書等に定められたとおり施工されている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 18. 沈設において礁体の転倒、崩壊の恐れがないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 19. 輸送中相互に接触しないよう固定して運搬され、破損やキズがないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 20. 沈設に伴う位置測量結果をその都度整理し、沈設場所が速やかに復元できる資料等が整理されている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 21. その他（理由： ）																																		
	鋼製魚礁																																			
	沈設																																			
		●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>A</td> <td>a</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a</td> <td>B</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>B</td> <td>b</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は「ばらつきで判断不能」欄により評価する。							評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%超	90%以上	A	a	B	B	75%以上90%未満	a	B	b	b	60%以上75%未満	B	b	c	c	60%未満	b	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%超																																	
90%以上	A	a	B	B																																
75%以上90%未満	a	B	b	b																																
60%以上75%未満	B	b	c	c																																
60%未満	b	c	c	c																																
		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																		

検査項目	工種	A	B	c	d	
3. 出来形及び出来ばえ		<input type="checkbox"/> 優れている (A)	<input type="checkbox"/> やや優れている (B)	<input type="checkbox"/> 他の評価に該当しない場合	<input type="checkbox"/> 劣っている	
III. 出来ばえ	【追加】 魚礁工	<input type="checkbox"/> コンクリート魚礁にクラックがなく表面状態が良い。 <input type="checkbox"/> 部材表面に有害な、傷、錆がない。 <input type="checkbox"/> 鋼製魚礁表面に補修箇所がない。 <input type="checkbox"/> 資料等から魚礁等が計画位置にバランスよく沈設されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 構造物の出来ばえが良い。 <input type="checkbox"/> 資料等から沈設状況や不可視部分の出来ばえの良さが確認できる。			●判定基準 ※ 該当5項目以上・・・・・・ A 該当4項目・・・・・・ B 該当3項目・・・・・・ c 該当2項目以下・・・・・・ d	

島根県工事成績評定評価委員会規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1 [略]</p> <p>(委員会の事務) 第2 [略] (1) [略] (2) [略] (3) [略]</p> <p>(委員会の委員及び組織) 第3 委員会は、次の者で構成する。 (1) 所長又は局長 (2) 関係部長又は事業所長 (3) 技術専門監又は企画幹 削除 (4) 総務グループ課長又は契約業務グループ課長 (5) 当該工事担当総括監督員 (6) 当該工事担当主任監督員 (必要に応じて) (7) 当該工事担当検査員</p> <p>2 委員長は、所長又は局長とする。 3 関係部長又は総務グループ課長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(委員会の招集) 第4 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。</p> <p>(委員会の庶務) 第5 委員会の庶務は、総務グループ 課又は契約業務グループ 課が行う。</p>	<p>(趣旨) 第1 [略]</p> <p>(委員会の事務) 第2 [略] (1) [略] (2) [略] (3) [略]</p> <p>(委員会の委員及び組織) 第3 委員会は、次の者で構成する。 (1) 所長又は局長 (2) 関係部長又は事業所長 (3) 技術専門監又は企画幹 (4) 総務グループ課長又は契約業務グループ課長 (5) 当該工事担当総括監督員 (6) 当該工事担当主任監督員 (必要に応じて) (7) 当該工事担当検査員</p> <p>2 委員長は、所長又は局長とする。 3 関係部長又は総務グループ課長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(委員会の招集) 第4 [略]</p> <p>(委員会の庶務) 第5 委員会の庶務は、総務グループ又は契約業務グループが行う。</p>